

広域計画の策定について

広域計画とは

広域連合に作成が義務付けられている計画で、広域連合の目標を定め、それに向けて広域連合と関係市町が相互に役割を担い、連絡調整を図りながら処理する事項等についての基本的な指針を定めるもの

作成の義務化

- 地方自治法では、広域連合設置後すみやかに、その議会の議決を経て、広域計画を作成しなければならないこととされている（法第291条の7第1項）。
- また、広域計画を変更しようとするときも同様に議会の議決が必要である（法第291条の7第3項）。

広域連合規約において広域計画を策定すべき項目を規定

- 地方自治法で、広域連合の規約には、広域計画の項目について、規定を設けなければならないこととされており（法第291条の4第1項第5号）、広島県後期高齢者医療広域連合規約では、以下の2項目を規定している（規約第5条）。
 - (1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町が行う事務に関すること。
 - (2) 広域計画の期間及び改定に関すること。

広域計画の効力

- 広域連合及び構成団体は、広域計画に基づいて、事務を処理しなければならないこととされている（法第291条の7第4項）。
- 広域連合の長は、構成団体の事務の処理が、広域計画の実施に支障があると認められるときは、広域連合の議会の議決を経て、構成団体に対し、広域計画の実施に関し必要な措置を講ずるよう勧告することができることとされている（法第291条の7第5項）。

地方自治法

(規約等)

第291条の4 広域連合の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- 1 広域連合の名称
 - 2 広域連合を組織する地方公共団体
 - 3 広域連合の区域
 - 4 広域連合の処理する事務
 - 5 広域連合の作成する広域計画の項目
 - 6 広域連合の事務所の位置
 - 7 広域連合の議会の組織及び議員の選挙の方法
 - 8 広域連合の長、選挙管理委員会その他執行機関の組織及び選任の方法
 - 9 広域連合の経費の支弁の方法
- 2 (以降省略)

(広域計画)

第291条の7 広域連合は、当該広域連合が設けられた後、速やかに、その議会の議決を経て、広域計画を作成しなければならない。

- 2 広域計画は、第291条の2第1項又は第2項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされたとき（変更されたときを含む。）その他これを変更することが適当であると認められるときは、変更することができる。
- 3 広域連合は、広域計画を変更しようとするときは、その議会の議決を経なければならない。この場合においては、第2項から第4項までの規定を準用する。
- 4 広域連合及び当該広域連合を組織する地方公共団体は、広域計画に基づいて、その事務を処理するようにしなければならない。
- 5 広域連合の長は、当該広域連合を組織する地方公共団体の事務の処理が広域計画の実施に支障があり又は支障があるおそれがあると認めるときは、当該広域連合の議会の議決を経て、当該広域連合を組織する地方公共団体に対し、当該広域

計画の実施に関し必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

- 6 広域連合の長は、前項の規定による勧告を行ったときは、当該勧告を受けた地方公共団体に対し、当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

広島県後期高齢者医療広域連合規約

(広域連合が作成する広域計画の項目)

第5条 広域連合が作成する広域計画（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。）には、次の項目について記載するものとする。

- (1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町が行う事務に関すること。
- (2) 広域計画の期間及び改定に関すること。